

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年6月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として平成30年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年3月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「ガス供給業」の次に「（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしがス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。）」を加える。

第63条第1項中「1戸につき1,200万円」を「1戸」に改め、「以下」の次に「不動産取得税において」を加え、「につき1,200万円」を「)について1,200万円」に改め、同条第2項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「、前項」に改め、同条第3項中「。第75条の2」を「。第71条第3項」に、「及び第75条の2」を「及び第3項」に、「につき」を「について」に改め、同条第4項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同条第5項中「第1項」を「、第1項」に改め、同条第6項中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第9項第1号中「によつて」を「により」に、「の固定資産評価基準によつて」を「に規定する固定資産評価基準により」に改める。

第71条第1項中「この項、次項及び第4項」を「この条」に、「1戸について」を「1戸」に、「について」を「)について」に改め、同項第3号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「ほか、第1項の」を「ほか、」に、「場合の」を「場合における」に、「その他同項及び第2項」を「その他の同項から第3項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「から第3項まで」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り」を「ときに限り、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得

税については、当該税額から150万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項、次条第1項、第75条の2及び第80条第1項において同じ。）1戸についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

- (1) 土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第75条の2の規定に該当する場合に限る。）
- (2) 土地を取得した者が当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第75条の2の規定に該当する場合に限る。）

第72条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改め、「1年以内」の次に「、同条第3項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年6月以内、同項第2号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第75条の2の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から6月以内」を加える。

第73条中「によつて」を「により」に、「若しくは第2項第1号」を「、第2項第1号若しくは第3項」に改める。

第75条第1項中「又は第2項第1号」を「、第2項第1号又は第3項」に改める。

第75条の2中「（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条及び第80条第1項において同じ。）」を削る。

第82条第5項中「又は第2項第1号」とあるのは「同条第3項」を「、第2項第1号若しくは第3項」とあるのは「同条第3項」に、「又は第2項第1号」とあるのは「第82条第3項」を「、第2項第1号又は第3項」とあるのは「第82条第3項」に改める。

附則第13条第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「若しくは第2項」を「から第3項まで」に改める。

附則第15条の2第2項から第8項までの規定中「第12項まで」を「第13項まで」に改める。

附則第15条の3中「平成30年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第15条の4第9項中「装置（以下この項から第11項まで）を「装置（以下この項から第12項まで」に、「並びに衝突」を「、衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）」の次に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上」を加え、「第3号」を「第4号」に改め、同項第3号中「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「附則第4条の6の2第12項」を「附則第4条の6の2第13項」に、「第11項まで」を「第13項まで」に、「及び同条」を「、同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項で定めるものに限る。）又はバス（施行規則附則第4条の6の2第9項で定めるものに限る。）（第11項及び第12項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「附則第4条の6の2第10項」を「附則第4条の6の2第12項」に、「第11項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第12項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同条」を「、同条」に、「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項で定めるもの（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 車両総重量が5トン以下の乗用車（施行規則附則第4条の6の2第8項で定めるものに限る。）又はバス（施行規則附則第4条の6の2第9項で定めるものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第10項で定めるもの（以下この項から第12項までにおいて「衝突被害

軽減制動制御装置に係る保安基準」という。) 及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第11項で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの

附則第15条の4第10項を次のように改める。

10 車両総重量が8トンを超える20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第14項で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の4第13項中「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「車両総重量が12トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が3.5トンを超える22トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置(以下この項において「車線逸脱警報装置」という。)に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第15項で定めるもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「附則第4条の6の2第16項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、「平成31年3月31日」の次に「(車両総重量が8トンを超える20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日)」を加え、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第4条の6の2第14項」を「附則第4条の6の2第15項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 車両総重量が20トンを超える22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制

御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第15項で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるもの取得に係る第111条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年10月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第16条第1項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

4 新条例附則第15条の4第9項から第11項まで及び第13項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。